

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和4年度)

作成日 2022/9/21

最終更新日 2022/9/21

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和4年9月末日
国立大学法人名		国立大学法人信州大学
法人の長の氏名		中村 宗一郎
問い合わせ先		経営企画部_経営企画課 kikakubu@gm.shinshu-u.ac.jp
URL		https://www.shinshu-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>《経営協議会からの意見等》</p> <p>【補充原則1-3⑥(2)】 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p> <p>◆行動計画において、「採用した常勤教員に占める女性教員の割合を22%以上にす</p> <p>る」と定め、ポジティブアクションを実施しているとのことですが、規模の大きい大学であればあるほど、分母の常勤教員数は多くなるので、女性教員の割合を現状の20.2%から22%まで上げるのは大変難しいように感じました。各部局に対してどのようなポジティブアクションをされているのか。</p> <p>◆第6期科学技術・イノベーション基本計画の中では、採用目標値として女性教員の比率は、平均しても30%程度にはなっているはずで、20%というの低いのではないかと。また、女性教職員の管理職比率が13.3%となっているが、これは教員・職員どのような職分の方なのか、分けた方が良いのではないかと。科学技術基本計画の中では、教授等に占める女性割合20%を目標としており、あまり低い数字を出すのはいかがなものかと。</p> <p>【補充原則1-3⑥(3)】 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p> <p>◆「新学部に向けた財源は学内で検討している」という記述について、もう少し積極的な表現とした方がよいのではないかと。新学部に関する財源は、国に依存したり、あるいは地方自治体にご支援いただいたり、民間からいただく等、多様なケースが考えられるので、もう少しスタンス的にポジティブに書かれた方がよいのではないかと。</p> <p>【原則3-3-5】 経営力を発揮できる体制の検討</p> <p>◆原則3-3-5の2つの文章の主語は、「学長選考・監察会議」です。これを主語にした記述があってもよい。</p> <p>【補充原則4-1②】 国立大学法人は、学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報（学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠、学生の満足度、学生の進路状況等）を公表しなければならない。</p> <p>◆「学生の満足度」の公表が欠如していますが、これについては「公表していない」と「データがない」等が考えられます。「学生の満足度」は重要な指標ですので、もし、データがあれば公表された方がよい。</p>

<p>経営協議会による確認</p>	<p>更新あり</p>	<p>【補充原則 4-2①】 国立大学法人は、内部を統制する仕組みとして、適正な職務の実施と社会的倫理の維持を確かなものとするため、コンプライアンスの遵守に係る方針を定めるとともに、自己点検や内部監査等の制度の充実を図るべきである。また、コンプライアンスに違反した事実、又はそれにつながる恐れのある事実を通報する内部通報・外部通報の仕組みを適切に運営するとともに、通報者の保護等の工夫をすべきである。また、法人は通報窓口を外部に設けることも検討すべきである。</p> <p>◆外部通報窓口について、慎重に検討しているとのことだが、いずれレビュー等で必ず指摘されるので、速やかに設置をされた方が良い。</p> <p>【補充原則 4-2③】 国立大学法人は、法人の構成員が従うべき行動規範（研究者倫理、公的研究費に係るガイドライン等）を定め、実践すべきである。また、必要に応じ、適宜見直しを行うべきである。</p> <p>◆また以降の原則に関する記述がありません。</p> <hr/> <p>《本学の対応状況》</p> <p>◆ご意見をいただいた記載内容の不足や補足説明が必要な事項については、それぞれ記載の追加・修正を行いました。</p> <p>◆ガバナンス・コードの各原則等に係る実施状況について、本学の実施内容をご理解いただけるよう、分かりやすく具体的に記述することに留意する。</p> <p>◆補充原則 1-3⑥（3） 指摘いただいた新学部構想については、前向きな表現に修正しました。</p> <p>◆補充原則 4-1② 学生の満足度調査は、実施しているが、公表については、今後検討します。</p> <p>◆補充原則 4-2① 予算の検討等含めて、速やかに対応します。</p>
<p>監事による確認</p>	<p>更新あり</p>	<p>《監事からの意見等》</p> <p>【基本原則 2】 法人の長の責務等 【補充原則 2-1-2②】 法人の長は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の経営・教学運営に関する会議体における審議を尊重した上で、多様な関係者の意見、期待を踏まえつつ、そのリーダーシップを十全に発揮して国立大学法人の経営を行うべきである。</p> <p>◆意思決定に関わる組織等の責務を明確にし、法人全体の機能評価を図るべきという要請に対し、役員会の議を経てから重要事項を決定するものとしているという対応では不十分では無いか。教育研究評議会、経営協議会の審議の充実等についても触れるべきと考える。</p> <p>【補充原則 3-1-1①】 国立大学法人は、経営協議会の学外委員の選任に当たって、その役割を踏まえて、学外委員の選考方針を明確にするとともに、選考後には、その選考方針と当該委員が役割を十分に果たすための議題の設定など運営方法の工夫について公表しなければならない。その際、産業界や関係自治体等から適任者の参画を求めるなど、多様な関係者から国立大学法人に期待する事項を的確に把握し法人経営に生かす工夫をすべきである。</p> <p>◆経営協議会学外委員の選考方針について、H15.12.17評議会決定方針が示されているが、法人化前の方針でもあり、最近の委員構成の状況とも乖離が生じているので、評議会決定を見直すことも視野に入れるべきと考える。</p>

<p>監事による確認</p>	<p>更新あり</p>	<p>【補充原則 1-3 ①】 国立大学法人は、法令に則り、経営及び教学運営双方の実施に係る各組織等の権限と責任を明確化し、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築すべきである。</p> <p>【補充原則 1-3 ⑥ (1)】 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p> <p>【補充原則 1-4 ②】 国立大学法人は、その法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針を明確にし、中堅、管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を法人の長を補佐するポストに登用するなど、法人経営の一端を担わせるとともに、国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させる等により、早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、次代の経営人材を育成すべきである。また、当該方針を公表するとともに、その実現状況をフォローアップすべきである。</p> <p>◆本学がバナンス・コードの適合状況については、概ね実施状況のとおりと確認。今後は、各基本原則の真の目的に照らして効果検証の実施を希望する。特に、各組織の責任・権限の在り方や、経営を担う教職員の育成について、適宜見直しや、実現状況をフォローアップし、質の面での更なる深堀に期待する。</p> <p>【補充原則 1-④】 国立大学法人は、法令に則り、経営及び教学運営双方の実施に係る各組織等の権限と責任を明確化し、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築すべきである。</p> <p>【補充原則 1-3 ⑥ (3)】 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p> <p>【補充原則 2-1-2 ②】 法人の長は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の経営・教学運営に関する会議体における審議を尊重した上で、多様な関係者の意見、期待を踏まえつつ、そのリーダーシップを十全に発揮して国立大学法人の経営を行うべきである。</p> <p>【補充原則 2-1-2 ③】 法人の長は、ミッションやその実現のためのビジョン、目標・戦略、また実際の取組や成果・課題等の情報を、学内外に積極的に発信するなどにより、経営の透明性を高め、社会からの大学への理解と支持を得るよう努めるべきである。</p> <p>◆新体制発足に伴う中計各種施策を進めるうえで、財務の中期的財務計画策定や、多様な関係者の意見を踏まえ議論を進める等、経営の透明性を高め、社会からの理解と支持を得ながら進めるという項目は堅持しながら進めていただきたい。</p> <p>《本学の対応状況》</p> <p>◆ご意見をいただいた記載内容の不足や補足説明が必要な事項については、それぞれ記載の追加・修正を行いました。</p> <p>◆補充原則 3-1-1 ①は、大学を取り巻く社会情勢や教育研究環境の変化への対応を見据え、今後方針について見直すことも視野に入れ検討します。</p> <p>◆実際の取組や成果・課題等の情報を、学内外に積極的に発信するなどにより、経営の透明性を高め、社会からの大学への理解と支持を得るよう努めて参ります。</p>
<p>その他の方法による確認</p>		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況	更新あり	当法人は、一部を除き各原則を実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		補充原則4-2① 外部通報窓口の設置は、慎重に検討しています。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	<p>・ミッションの再定義、中期目標・中期計画等を踏まえ、信州大学としてのビジョン・目標及び戦略、具体的な実現方策について、「信州大学長期ビジョン“VISION2030”」及び「信州大学改革実行プランinGEAR2022-2024」を策定し公表している。</p> <p>・信州大学長期ビジョン“VISION2030”は、第4期中期目標期間の先を見据えて、信州大学創立70周年を機に作成・公表したものであり、長野県唯一の国立大学法人として、2030年までに信州大学が目指す姿と、取り組むべき課題、実現までのシナリオを下記の6つの重点戦略において示したものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育－信州を学び、未来を拓く 2. 研究－知の創造をつむぐサイエンスプラットフォームの構築 3. 社会連携－持続可能な進化型社会連携 4. グローバル－信州エクセレンスをグローバルに繋ぐハブへ 5. 大学運営－あらゆる変化に柔軟に対応できる大学運営の推進 6. 医療－大学病院として高度医療および先進医療を安全に提供する <p>・ビジョン・目標及び戦略を実現するための道筋として、第4期中期目標期間において、信州大学の価値創造と社会的責任を果たすための具体的な行動計画である「信州大学改革実行プランinGEAR2022-2024」を令和4年4月に策定した。各理事・副学長がそれぞれの担当分野における目標と具体的な施策“Method”を策定し、それを推進することにより、持続可能な社会の構築と信州大学のさらなる発展を目指す。その進捗状況については、半年に1回点検を行っている。</p> <p>・「信州大学改革実行プランinGEAR2022-2024」は、冊子を全国のステークホルダーに郵送するとともに、本学公式Webサイトにデジタルパンフレットを掲載して広く一般に公表している。</p> <p>デジタル冊子 信州大学長期ビジョン2030</p> <p>デジタル冊子 信州大学改革実行プランinGEAR 2022-2024</p>
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	<p>・第4期中期目標・中期計画を達成するため、点検評価担当理事及び経営企画課評価担当が、各中期計画を担当する理事や副学長、担当部署と定期的な意見交換を行い、計画の進捗状況を確認していく。</p> <p>・学長主導のもと、「信州大学改革実行プランinGEAR2022-2024」を作成するとともに、具体的な施策“Method”の進捗状況を定期的に検証している。また、2024年の終了時には、自己評価を含めた検証を行い、その結果を次期行動計画に反映させて改善を図る予定である。</p> <p>・同プランの冊子は、作成時に全国のステークホルダーに郵送するとともに、本学公式Webサイトにデジタルパンフレットを掲載して広く一般に公表している。また、過去に取り組んでいたPLAN the N・E・X・T及びその成果報告書についても、同じく本学公式Webサイトに公表している。</p> <p>・国立大学法人評価及び大学機関別認証評価等の結果についても、本学公式Webサイトで公表している。</p> <p>中期目標・中期計画／各評価結果</p> <p>大学機関別認証評価の結果等</p> <p>PLAN the NEXTの冊子及び成果報告書</p> <p>デジタル冊子 信州大学改革実行プランinGEAR 2022-2024</p>
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	更新あり	<p>・国立大学法人信州大学の組織並びに業務執行及び執行権限に関して、「国立大学法人信州大学組織に関する規則」に必要な事項を定めており、法人の経営及び教育研究に関する重要事項を決定する組織として役員会を（第11条）、経営に関する重要事項を審議する組織として経営協議会を（第13条）、教育研究に関する重要事項を審議する組織として教育研究評議会（第14条）をそれぞれ設置することを定めている。また、第19条～第23条において法人本部の執行組織及び学長、役員等の権限を明確化している。</p> <p>・本法人の経営方針、経営戦略その他重要な施策について調査研究及び企画立案を行う機関として、学長・理事・副学長から構成される戦略企画会議を設置している。</p> <p>・経営企画、教学、研究、財務等、分野ごとに担当の理事・副学長を任命している。</p> <p>・学外委員を含めた経営協議会も、法人経営に関する重要事項の決定に参画している。</p> <p>・教学運営面では、2014年から教員組織と教育研究組織を分離し、教員人事の流動性を確保すると共に、戦略的な人事、全学的研究マネジメントを可能にした学術研究院を設置している。</p> <p>・学術研究院長（学長）の下、戦略的な人事配置だけでなく、研究の高度化や、学部横断等の柔軟な教育を推進している。</p> <p>・権限と責任に関する規程等と実態が乖離している場合は、実態に合わせて規程等の見直しを行っている。</p> <p>国立大学法人信州大学組織に関する規則</p> <p>学術研究院規則</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>	更新あり	<p>・毎年度、各部署教員の人事計画を学術研究院会議に諮り、教員の年齢構成、性別等を総合的に勘案し、承認している。</p> <p>・「国立大学法人信州大学教員人材育成プラン」及び「国立大学法人信州大学職員人材育成基本方針」を定め、各方針の下、以下のような取組を行っている。</p> <p>1. 外国人研究者等の積極的な雇用 外国人教員の登用を図るため、テニュアトラック制度対象者については国際公募を原則としているほか、海外の研究機関等から著名な研究者を招へいする特別招へい教授制度を活用している。</p> <p>2. 女性研究者の積極的雇用や教育研究環境の整備 女性研究者の積極的雇用のため、女性活躍推進法に基づく本学一般事業主行動計画（信州大学行動計画）において「採用した常勤教員に占める女性教員の割合を22%以上にする」及び「女性教職員の管理職比率を15%以上にする」と定め、ポジティブアクションを実施している。 女性教員採用比率向上のための具体的な取組として、各学系の採用比率向上に係る課題や今後の対策等について現状を把握するため、ダイバーシティ推進担当理事及び総務担当理事による各学系長へのヒアリングを開始した。また、教員公募要領に「信州大学は男女共同参画を推進しており、業績及び人物の評価において同等と認められた場合には女性を採用します。」の文言を記載し、積極的な女性登用の姿勢を学外に示すとともに、学術研究院会議において人事案件ごとに全応募者数に対する女性応募者数を示すことにより、その効果の検証を行っている。 R3年度実績：採用した常勤教員に占める女性教員の割合20.0%、R4.4.1現在：女性教職員の管理職比率14.1%（内訳：教員8.6%、職員23.4%）</p> <p>3. 障害者の雇用 障害者雇用対策及び障害者雇用促進のための方策を掲げて、中長期的に障害者雇用の採用計画を立てている。</p> <p>4. 実務家教員の積極的な雇用 長野県教育委員会との連携に関する協定に基づき、本学教職大学院において優れた教員の養成及び現職教員の資質向上に資するため、覚書を締結し、公立学校経験者を採用している。また、社会科学系において法曹実務経験者を戦略的に雇用している。</p> <p>5. 民間企業との人事交流や民間企業経験者の雇用 本学における教育研究の活性化に資するため、他機関における最先端研究の知見を本学の学部・大学院教育へ展開し、専門性の高い人材を育成すること、及び国内外の他機関の優れた研究者や即戦力となる研究者の採用を拡大することを目的とするクロスアポイントメント制度を活用している。</p> <p>信州大学教職員人材育成基本方針等</p>
<p>補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>	更新あり	<p>・信州大学では2030年に向けた「信州大学長期ビジョン“VISION2030”」及び第4期中期目標期間中の具体的な施策「信州大学改革実行プランinGEAR2022-2024」を策定している。</p> <p>・また、中期目標・中期計画期間の財務計画として予算、収支計画、資金計画を中期目標・中期計画一覧表に掲載し公表している。</p> <p>・なお、新学部等に要する財源は、新たに設置された教育実施体制検討戦略部会での議論の結果を踏まえて、中期的な財務計画を作成する。</p>
<p>補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>	更新あり	<p>令和元年度決算より、従来「大学」として区分していたセグメント情報について、より詳細な財務情報を開示する目的から、各学部ごとに区分方法を変更した。その上で、大学の活動状況、教育研究診療事業に要した経費、実施財源、主な事業内容と成果について、「統合報告書」、「財務諸表等（「事業報告書」、「附属明細書 様式20 開示すべきセグメント情報）」）に掲載し、大学公式Webサイトで公開している。</p> <p>・令和3年12月に発行した、財務情報と非財務情報（法人経営・教育・研究・社会連携等）を盛り込んだ「統合報告書」においては、大学の全ての経費を本学独自の分析により、教育・研究・診療コストに区分・見える化し、学内のコスト意識の醸成や、ステークホルダーへの説明に本報告書を活用している。</p> <p>デジタル冊子 統合報告書2021</p> <p>財務諸表等</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則1-4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p>	更新あり	<p>・「国立大学法人信州大学教員人材育成プラン」及び「国立大学法人信州大学職員人材育成基本方針」を定め、各方針の下、以下のような取組を行っている。</p> <p>1. 副学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうち、部局長クラス等の中から適任者を学長が任命している。副学長は学長を補佐あるいは補助し、命を受けて、各々の職務を担当している。</p> <p>2. 本学の教育研究及び経営活動のうち、戦略的かつ重点的に推進する事項に関する必要な知識、経験等を有する本学の職員を、学長補佐及び学長特別補佐として学長が任命している。学長補佐及び学長特別補佐は、学長の指定する特定事項について、学長を補佐するとともに、当該事項の執行担当部署に助言を行っている。</p> <p>3. 本学の理念・目標の実現に向け、経営力・政策企画力・経営マインドを有する教員の育成を目的として、学長が人選した本学役員等が講師を務め、学部長補佐以上の教員を対象に本学の経営状況及び今後の方向性等について講義を行う研修を実施している。（令和2年度からは副課長級以上の事務・技術職員も対象として実施）</p> <p>4. 国大協UDWS（ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ）については、学長・総括担当理事が人選を行い参加者はその成果報告を上記研修にて行っている。</p> <p>5. 管理職（部長・事務部長、課長・事務長）は、高度なマネジメント能力を有し、大学の目標、計画に即して課・部等の目標を設定し、学長、役員及び部局長等を補佐して全学の経営方針に沿った企画、業務運営を執行・監督するとともに、部下の指導・育成を行うことができる「高度経営人材」が求められることから、当該人材の育成を目指し、副課長級以上を対象とした管理職向けの経営企画力向上研修を実施している。</p> <p>・なお、本学では平成28年12月に国立大学法人教員人材育成プランを制定し、その中で国立大学法人信州大学の求める教員像として、「経営マインドを習得し、大学又は部局レベルにおいて経営力を発揮できる教員」を掲げている。また、同プランの中に国立大学法人信州大学教員人材育成方針も定めている。</p> <p>信州大学教職員人材育成基本方針等</p> <p>信州大学副学長に関する規程</p> <p>信州大学学長補佐等設置要項</p>
<p>原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	更新あり	<p>・「国立大学法人信州大学教員人材育成プラン」及び「国立大学法人信州大学職員人材育成基本方針」を定め、各方針の下、以下のような取組を行っている。</p> <p>1. 理事及び副学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長が任命する。理事及び副学長は学長を補佐あるいは補助し、命を受けて、各々の職務を担当している。なお、学長は学内外の専門的知識、経験を有する者を適材適所に理事へ選任し、学長をサポートする体制を整備している。</p> <p>2. 本学の教育研究及び経営活動のうち、戦略的かつ重点的に推進する事項に関する必要な知識、経験等を有する本学の職員を、学長補佐及び学長特別補佐として学長が任命している。学長補佐及び学長特別補佐は、学長の指定する特定事項について、学長を補佐するとともに、当該事項の執行担当部署に助言を行っている。</p> <p>3. 本学の理念・目標の実現に向け、経営力・政策企画力・経営マインドを有する教員の育成を目的として、学長が人選した本学役員等が講師を務め、学部長補佐以上の教員を対象に本学の経営状況及び今後の方向性等について講義を行う研修を実施している。（令和2年度からは副課長級以上の事務・技術職員も対象として実施）</p> <p>・国立大学法人信州大学組織に関する規則に基づき、学長のリーダーシップのもと、各理事、副学長等が担当する職務の具体的な施策を推進することで学長を補佐する体制が整っている。なお、「国立大学法人信州大学組織に関する規則」及び「国立大学法人信州大学理事、副学長及び部局長の業務に関する細則」において理事、副学長等の権限を示し公表している。</p> <p>国立大学法人信州大学組織に関する規則</p> <p>国立大学法人信州大学理事に関する規程</p> <p>信州大学副学長に関する規程</p> <p>信州大学学長補佐等設置要項</p>
<p>原則2-2-1 役員会の議事録</p>		<p>役員会は、「国立大学法人信州大学役員会規程」に基づき、以下の重要項目について審議・議決する。</p> <p>(1) 中期目標についての意見(本法人が国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「国大法」という。)第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項</p> <p>(2) 国大法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項</p> <p>(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(4) 信州大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</p> <p>(5) その他役員会が定める重要事項</p> <p>・役員会においては学長が議長となり、会議を主宰している。</p> <p>・役員会の議事要録を、役員会承認後速やかに大学HP上で公開している。</p> <p>国立大学法人信州大学役員会規程</p> <p>役員会議事要録</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況	更新あり	<p>・信州大学の役員については、「国立大学法人信州大学組織に関する規則」第4条に則り、学長をはじめとして理事7名（男性6名、女性1名）、監事2名（男性1名、女性1名）の計10名を置いている。理事のうち3名は外部機関から登用しており、本学公式Webサイトにて役員一覧を公表している。</p> <p>・外部機関から登用している理事としては、他の教育研究機関の経験を有する者（二人）のほか、一人は財務担当として、前職の金融機関における主要な立場での経験をもって、大学の経営を財政面から分析し今後の大学経営の更なる健全化を維持するとともに、戦略的な財務運営と財務基盤の強化充実を図る上で有用な人材である。またもう一人はダイバーシティ推進担当として、これまで、政府関係の主要な立場で国際的にも豊かな経験を有しており、併せて男女共同参画の造詣も深く活動経験も豊富であることから、学長が力点を置くグローバル化及び男女共同参画の推進を図る上で有用な人材である。</p> <p>本学役員一覧</p> <p>国立大学法人信州大学組織に関する規則</p> <p>国立大学法人信州大学理事、副学長及び部局長の業務に関する細則</p>
補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		<p>・経営協議会の学外委員の選考方針については、H15. 12. 17開催の評議会において決定し、以下の方針に基づいて選考している。</p> <p>①学者・研究者等大学の教育研究に見識をもつ者 ②経営・経済に深い経験と知見を有する者 ③地域を代表する者（経済・行政等）、マスコミ、地方教育行政機関等 ④信州大学に特に愛着心を持ち、その発展を望む者（同窓会関係者等） ⑤一般市民の立場において特に大学法人経営に対して深い関心と識見を有する者 ⑥学長が特別の政策的配慮に基づいて加える者等</p> <p>・学外委員がその役割を十分に果たせるよう、適切な議題の設定をはじめ、審議を活性化させるため、事前に審議概要を含めた当日資料を送付する等運営方法を工夫している。</p> <p>・経営協議会において審議・報告される事項及びテーマ別フリーディスカッション等を通じて、外部委員の皆様からの本学に対する貴重な意見を大学法人運営に反映している。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 経営協議会は、本法人の経営に関する次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 中期目標についての意見(本法人が国立大学法人法(平成15年法律第112号)第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)に関する事項のうち、本法人の経営に関するもの</p> <p>(2) 中期計画に関する事項のうち、本法人の経営に関するもの</p> <p>(3) 学則(本法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>(6) その他本法人の経営に関する重要事項</p> <p>国立大学法人信州大学経営協議会規程</p> <p>経営協議会</p>
補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	<p>・「国立大学法人信州大学学長選考規程」において、学長選考・監察会議が別に定める基準として「学長に求められる資質・能力」を定め、これに基づき学長の選考を行わなければならないこととしている。</p> <p>・令和3年10月1日から就任した現学長の選考では、令和2年10月から開始した学長選考手続きにおいて、意向投票によることなく、学長候補者が掲げた所信及び、学長に求められる資質・能力を有しているかを念頭に、候補者ヒアリングを重ねた上で、令和3年3月10日に学長選考会議（当時）が次期学長候補者を選出した。</p> <p>・また、基準のほか、学長候補者を選考した理由及び選考の過程を付記した選考結果を、信州大学の公式Webサイトに掲載することにより公表している。</p> <p>国立大学法人信州大学学長選考規程</p> <p>信州大学公式Webサイト「学長選考・監察会議」</p>
補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		<p>・「国立大学法人信州大学学長の任期に関する規程」において、学長の任期を6年とするとともに、再任されることができないこととし、信州大学規則集に掲載することにより公表している。</p> <p>・学長の任期については、大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）（平成26年2月12日中央教育審議会大学分科会）における提言及び他大学の動向も踏まえ本学の発展に寄与する観点から審議を重ねた結果、本学の中長期的なビジョンを踏まえながら、安定的なリーダーシップを発揮できるよう、6年の任期としている。</p> <p>国立大学法人信州大学学長の任期に関する規程</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		<p>「国立大学法人信州大学における学長の解任の申出に関する規程」を制定し、信州大学規則集に掲載することにより公表している。</p> <p>国立大学法人信州大学における学長の解任の申出に関する規程</p>
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		<p>「国立大学法人信州大学学長選考・監察会議規程」において、学長選考・監察会議は、学長の業務執行の状況について、毎年定期的に確認を行うとともに、必要に応じて学長に支援及び助言を行うこととしている。また、学長選考・監察会議は、学長の在任期間が3年を経過した時点において、業務執行の状況について評価を行うこととしている。</p> <p>このように規程に明記するとともに、実際に業務を遂行している。なお、当該評価結果は、信州大学の公式Webサイトに掲載することにより公表している。</p> <p>(職務) 第2条 3 学長選考・監察会議は、学長の在任期間が3年を経過した時点において、業務執行の状況について評価を行う。</p> <p>国立大学法人信州大学学長選考・監察会議規程</p> <p>信州大学公式Webサイト「学長選考・監察会議（学長の業務執行状況評価書の公表）」</p>
原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法等の公表	更新あり	<p>「国立大学法人信州大学学長選考・監察会議規程」において、学長選考・監察会議の委員は、教育研究評議会から選出された委員（学内委員）及び経営協議会から選出された委員（学外委員）各同数から組織すると定めている。</p> <p>このうち、学内委員については、「国立大学法人信州大学学長選考・監察会議における学内委員の選出方法に関する申合せ」（令和4年4月20日国立大学信州大学教育研究評議会承認）において、「学内の均衡を考慮し、学長が指名する理事1人並びに人文学分野、教育学分野、経法学分野、理学分野、医学分野、工学分野、農学分野及び繊維学分野から各1人」の9人を選任することとしている。また、学外委員については、規程により学内委員と同数とすることが定められており、経営協議会の学外委員全員を選任している。</p> <p>このように規程に明記するとともに、信州大学の公式Webサイトに掲載することにより公表している。</p> <p>国立大学法人信州大学学長選考・監察会議規程</p> <p>信州大学公式Webサイト「学長選考・監察会議」</p>
原則 3-3-5 経営力を発揮できる体制の検討	更新あり	<p>学長選考・監察会議は、国立大学法人に大学総括理事を置き、法人内において経営と教学を分離するかどうかについて決定する権限を有する。学長選考・監察会議は、各法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討するとともに、大学総括理事を置くこととする場合には、その検討結果に至った理由を公表しなければならない。</p> <p>・学長が法人の長と大学の長を兼ね、企業経営の経験のある者を理事（財務、環境施設担当）に、さらに寄附金収集等の経営面を強化する者を理事（研究、産学官・社会連携担当）として配置すること等により、経営力を発揮できる体制を維持している。</p> <p>・本学は、令和3年10月より新学長が就任し、金融機関の代表経験者、国立大学法人研究担当理事経験者等で実績のある者を外部から積極的に理事に登用・配置するとともに、教学や研究、財務等の担当ごとに理事・副学長をバランス良く配置し、経営力を最大限発揮できる体制のもと、大学運営を進めている。</p> <p>・また、学長選考・監察会議は、毎年学長の業務執行状況の確認を行い、それに基づく支援や助言、評価を通じ信州大学が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討している。</p>
基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	<p>・内部統制に関しては、「学則、組織に関する規則、理事等の業務に関する細則、業務執行規程、業務執行組織規程」等で定めており、学長の統括の下、各理事・副学長が担当する業務について、内部統制を行っている。また、各理事・副学長の下に業務執行組織を置き、所掌業務の内部統制を行っている。</p> <p>・「国立大学法人信州大学業務方法書」第2条から第5条にて、内部統制に関する基本事項を定めている。</p> <p>・教育・研究・社会貢献機能に係る情報については、WEBサイトの情報公開のページを中心に、また、様々な活動については、目的別・ステークホルダー別にそれぞれに適した媒体（メディア）による情報の公表を通じて透明性を確保している。</p> <p>・「国立大学法人信州大学コンプライアンス基本規則」において、コンプライアンス推進体制として、以下のとおり内部統制の仕組みを整備するとともに、信州大学の公式Webサイトに掲載することにより公表している。</p> <p>学長：本学のコンプライアンスにおける最終責任を負う。</p> <p>コンプライアンス総括責任者（総務担当の理事）：コンプライアンスの推進並びにコンプライアンス違反に関する調査、是正及び再発防止について総括する。</p> <p>コンプライアンス責任者（理事又は副学長）：各々が担当し掌理する業務に関するコンプライアンスの推進のための施策の策定、実施、実施効果の検証及び見直し並びにコンプライアンス違反に関する調査、是正及び再発防止について掌理する。</p> <p>コンプライアンス部局責任者：部局におけるコンプライアンスの推進のための施策の実施及び実施状況の把握について掌理する。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		<u>信州大学学則</u> <u>国立大学法人信州大学組織に関する規則</u> <u>国立大学法人信州大学理事、副学長及び部局長の業務に関する細則</u> <u>国立大学法人信州大学業務執行に関する規程</u> <u>国立大学法人信州大学業務執行組織規程</u> <u>国立大学法人信州大学業務方法書</u> <u>「教職員に求められるコンプライアンスの推進」</u> <u>国立大学法人信州大学コンプライアンス基本規則</u>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第172条の2第1項に定められている大学で広報すべき事項については、本学公式Webサイトの情報公開のページを中心に公開している。 ・様々な活動は、目的別・ステークホルダー別に情報を区分し、またクロスメディア化して、それぞれに適した媒体（メディア）を選定のうえ効果的な情報発信を行っている。 ・令和3年12月には、財務情報の他、非財務情報（法人経営・教育・研究・社会連携等）も盛り込んだ統合報告書を発行し、約2,000部を関係機関（県内自治体・関係企業・基金協力者・国立大学等）に配布しており、令和4年度も同様に発行予定である。 <p><u>デジタル冊子 統合報告書2021</u></p> <p>刊行物：<u>デジタル冊子一覧</u></p> <p>信州大学公式Webサイト <u>「情報公開」</u></p>
補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新あり	<ul style="list-style-type: none"> ・公式Webサイトはステークホルダー別・目的別に入口を設けており、サイト内検索機能も追加することで、目的の情報にアクセスしやすいようWebサイトを構築している。 ・掲載するコンテンツについては、広報室と関係部局が協力して、正確で適切な情報を随時更新・公開できる体制を構築している。 ・多岐にわたる本学の活動は、目指すゴールを大学の理念・目標や持続可能な社会への到達目標（SDGs）に照らして、社会的な関心事や影響の大きいもの、独創的・特徴的な教育・研究、地域や企業との連携、地域での学生の学びなどをコンテンツ化して、公式Webサイト及び英語版公式Webサイト、SNSなどの適した媒体により積極的に情報発信している。また、刊行物はデジタル冊子としても公開している。 ・国内の報道機関や海外向けサイトへのリリースや記者会見による情報発信も行っている。 ・本学公式Webサイトにて公表する情報は、受験生の方、企業・研究者の方、地域・一般の方、卒業生の方、保護者の方々など、それぞれの対象者向けにコンテンツを整理して情報を発信している。 ・各種情報の公開にあたっては、適切な内容・表現であるか、学部および広報室にて確認している。 ・国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書を本学公式Webサイトで公開している。 <p>【デジタル冊子】https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/media/publications/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大学案内」 ・「大学概要」「大学概要ダイジェスト版」 ・「学部案内」「大学院案内」 ・「先鋭融合領域研究群紹介パンフレット」 ・「研究紹介」 ・「大学広報誌 信大NOW」 ・「信州大学環境報告書」「信州大学統合報告書」 ・「全学横断特別教育プログラム」 ・「PLAN the N・E・X・T 成果報告書」 ・「信州大学改革実行プランinGEAR2022-2024」 ・「信州大学海外留学ガイド」 ・「留学生就職促進プログラム」 ・「信州大学医学部附属病院概要」 ・「信大病院21Cハミング」 <p><u>国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告</u></p> <p>刊行物：<u>デジタル冊子一覧</u></p>
補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報		<ul style="list-style-type: none"> ・どのような力を身に付けた者に卒業・修了を認定し、学位を授与するのかを示した「学位授与の方針」を大学全体及び部局毎に策定し、公式Webサイトにて公表している。 【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】 ・「学位授与の方針」の達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施して、学修成果をどのように評価するのかを定めた「教育課程編成・実施の方針」を、大学全体及び部局毎に策定し、公式Webサイトにて公表している。 【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】 ・「教育課程編成・実施の方針」に基づいてカリキュラムを編成し、授業を実施している。また、その内容について、公式Webサイトにて公表している。 【授業内容】 【卒業要件、取得可能な学位（学部）】 【修了要件、取得可能な学位（大学院）】 ・学生の進路状況について、部局毎の詳細を公式Webサイトにて公表している。 【卒業者数・進路状況】 【教員免許状取得・就職状況】 <p><u>学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）</u></p> <p><u>教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）</u></p> <p><u>授業内容</u></p> <p><u>卒業要件、取得可能な学位（学部）</u></p> <p><u>修了要件、取得可能な学位（大学院）</u></p> <p><u>卒業者数・進路状況</u></p> <p><u>教員免許状取得・就職状況</u></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人に関する情報 https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/disclosure/corporation/ 大学概要・大学案内等_デジタル冊子（刊行物一式） https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/media/publications/ <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 信州大学医学部附属病院について https://wwwhp.md.shinshu-u.ac.jp/overview/ 病院長選考 https://wwwhp.md.shinshu-u.ac.jp/overview/hd-selection.php <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人信州大学医療安全監査委員会 https://wwwhp.md.shinshu-u.ac.jp/overview/kansaiinkai.php